

鯖 監 第 29 号

平成 31 年 3 月 26 日

鯖江市長 牧野百男 殿

鯖江市監査委員 加藤 一 邦

鯖江市監査委員 小竹 法 夫

平成 30 年度 定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

記

第 1 監査の期間

平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 2 月 7 日

第 2 監査を実施した課、室、事務局

《総務部》

総務課（嚮陽会館）、市民窓口課（消費者センター、河和田コミュニティセンター）、市民まちづくり課（市民活動交流センター、夢みらい館・さばえ）、防災危機管理課

《政策経営部》

めがねのまちさばえ戦略室、財務政策課、契約管理課、情報統計課、税務課、収納課

《健康福祉部》

社会福祉課（神明苑）、長寿福祉課（高齢者憩の家・いきいき未来館）、子育て支援課（子育て支援センター、認定こども園、保育所、児童館、児童センター）、健康づくり課（健康福祉センター）、国保年金課

《産業環境部》

商工政策課（地域交流センター、ふれあいみんなの館・さばえ、農林業体験実習館、越前漆器伝統産業会館、東工集会所）、農林政策課（鳥獣害のない里づくり推進センター）、環境政策課（環境教育支援センター）

《都市整備部》

土木課、都市計画課（公園管理事務所、道の駅西山公園）、建築営繕課、上下水道課（上水道管理センター、環境衛生センター）

《教育委員会事務局》

教育政策・生涯学習課（公民館、勤労青少年ホーム・青年会館、神明健康スポーツセンター、市民体育館、高年大学、文化の館）、学校教育課（幼稚園、小学校、中学校）、文化課（文化センター、まなべの館）、国体・スポーツ推進課（総合体育館他）

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上 26 課、1 室、2 事務局

第 3 監査の内容

平成 29 年度に執行された事務事業が関係法令等の定めるところに従って、適正に執行されているか、また、経済的・効率的・有効的に執行されているかについて実施した。

第 4 監査の方法

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 5 監査の結果

関係法令等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、事務の一部について改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導した。

第 6 むすび

平成 30 年度に実施した監査は、年度当初に年間計画を策定し、「定期監査」、「例月出納検査」、「決算審査と基金運用状況審査」、「健全化判断比率等の審査」、「財政援助団体の監査」、「指定管理者制度の監査」、「出先機関現況調査」であった。

定期監査の審査に当たっては、『公金が法令や規則等に基づき適正に収納され、または執行

されたかどうか。』および『経済性・効率性・有効性が図られているかどうか。』に主眼をおいて監査を実施した。今年度の定期監査は、初心に立ち返り基本的な事項に重点を置き臨んだ。なお、昨年度に引き続き、単に問題点を見つけて指摘するだけでなく、事務の効率性を高めるのに一助となるような監査を行なった。具体的な確認事項は以下のとおりである。

- ①各種証拠書類等の計数と各種帳簿類等の計数が符合しているか。
- ②支出負担行為における金額、支出目的、債権者だけでなく、摘要欄には支出の目的、内容および積算根拠等が具体的に記載されているか。
- ③支出負担行為の執行科目および手続きは適正か。
- ④随意契約は、関係法令および財務規則に従い事務処理がされているか。また、競争入札の可能性はないか。
- ⑤工事および業務委託の計画的な発注やコスト削減意識が反映されているか。また、履行状況および検査・検収が適正に行われているか。
- ⑥指定管理者と所管課との十分な事業チェックがされているか。また、協定書に記載されたとおり適正に管理されているか。
- ⑦財政援助団体における補助金交付申請から実績報告の内容と支出について、適正に行われているか。また、補助の目的に沿った事業効果が得られているか。

この7項目を重点に、書類審査ならびに関係職員から説明を聴取した結果、改善や検討を要する事項の主な内容は、次のとおりであった。

- ①支出負担行為伺書の摘要欄に、支出の目的、内容および積算根拠等の説明が不足しているもの。
- ②単価契約の手続きが不適切なもの。
- ③随意契約の手続きが不適切なもの。
- ④工事請負、業務委託および物品購入において、理由もなく分離発注し、入札や見積書徴取の回避が伺えるもの。
- ⑤業務委託において、業務の履行状況の確認が不足しているもの、事業内容の変更に関して協議の記録がないもの。
- ⑥各種団体への補助金において、実績報告の内容精査が不足しているもの、補助金額に比べて多額の繰越金が発生しているもの、および団体の運営を補助する補助金が既得権益化していると思われるもの。
- ⑦指定管理者制度において、モニタリングは実施しているが、記録が適切に残されていないもの。

これらの指摘事項は、基本的な事務処理ができていないことが原因である。

改善の跡が見受けられる事項もあるが、依然として、業務委託の検査検収および補助金交付の実績報告書の精査については、確認不足が見受けられた。

職員を対象とした財務・会計・契約事務の研修会は毎年行われるようになり、その効果は少しずつ現れている。今後も研修会を継続して行い、決裁時のチェック体制を確立し、不適切な事務処理の再発防止に努められたい。

指定管理者監査では、施設の管理運営の品質を向上させるために極めて重要であるモニタリングの記録が整備されていなかった。公の施設が設置の目的どおりに運営されているか、また、協定書に記載されたとおりに管理されているかを確認するためにも、指定管理者との協議事項の内容を記録し、住民サービスの向上と経費の縮減等を図られたい。

利用料金制を導入している施設にあっては、公共的団体の使用に伴う施設使用料の減免が多い施設があった。このたび、公共施設の使用料について、使用料の全額免除を廃止する方向で使用料の改定が進められている。このことが、公共的団体の地域活動を阻害することがないように、また、利用者の利便性が悪くならないように検討されたい。

財政援助団体監査では、補助金交付団体が各地区組織へ助成金を支出していたが、助成金で行った事業内容を十分に把握していなかった。補助金は、客観的に、公益上必要があると認められるものでなければ支出できないものである。事業効果を絶えず的確に把握することに努められたい。

市の主な原資は市民からの税金であることから、公金の適正な執行の確保が求められている。依然として厳しい本市の財政状況において、公務員に対する市民の視線は厳しく、また行財政運営の透明性、公平性も強く求められている。限られた人員および限られた財源で最大の住民サービスが提供できるよう、職員の健康管理、意識改革などに努め、効率的な行政運営に努められたい。